

# 意見書

平成23年8月21日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

だひょうとりしまりやくしゃちょう やまだ りゅうじ  
代表取締役社長 山田 隆持

「電気通信事業分野における競争状況の評価2010（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：

メールアドレス：

「電気通信事業分野における競争状況の評価2010（案）」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

項目	頁	意見
移動体通信領域	25～27	<p>【総務省案】</p> <p>第2章 第2節</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 単独の事業者による市場支配力（引用省略）</li><li>2. 複数の事業者による市場支配力（引用省略）</li></ol> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市場支配力については、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいう」との定義※に照らし、当社がシェアを失うことなく、価格を高止まりさせたり、品質を悪化させたりすることが可能といった、「市場を支配することができる状態」とは到底言い難い状況であり、携帯電話の小売市場においては、明らかに市場支配力を有するとされる事業者は存在しないとするのが適当であると考えます。</li></ul> <p>※東京高判平成21年5月29日、平成19年（行ケ）第13号・NTT東日本F T T H私的独占事件。「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（平成21年12月）」においても同様の定義。</p>

項目	頁	意見
移動体通信領域	27～28	<p>【総務省案】</p> <p>第2章 第2節 3. 今後の注視事項</p> <p>移動体通信サービス市場では、技術革新による新たな財やサービスの導入など、外生的な要因が市場競争や競争環境に影響を与える可能性がある。このような状況を踏まえつつ、今後の注視事項として、以下の点を指摘する。</p> <p>(1) 移動体通信におけるビジネスモデルの多様化（通信レイヤー以外の動向の勘案）</p> <p>① 移動体通信におけるビジネスモデルは、スマートフォンやタブレットPC等の導入やコンテンツ・プラットフォームレイヤーにおけるサービスの多様化・高度化に伴い、従来の通信事業者主導の垂直統合型のビジネスモデルから様々なビジネスモデルへ多様化しつつある。</p> <p>また、端末やコンテンツの魅力が事業者の選択基準の重要なポイントになるなど、通信レイヤー以外のレイヤーにおける財やサービスが移動体通信市場の競争環境に大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>③ このような状況の中、移動体通信サービス市場について分析及び評価を行うに当たっては、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスの動向を踏まえることが必要と考えられる。</p> <p>(2) MVNO事業者の動向等</p> <p>(略)</p> <p>② また、欧州や米国においては、複数の国におけるMNOとMVNO契約を締結してサービスを行うグローバルMVNO事業者が出現している。このようなグローバルMVNO事業者の我が国の市場に与える影響についても今後注視が必要である。</p>

項目	頁	意見
		<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者ヒアリングでも申し述べたとおり、現行の競争評価制度における市場画定や競争評価手法はネットワークレイヤー主体であることから、今後の上位下位レイヤーを含めた競争のグローバル化が進展しつつある市場全体が捉えきれないといった課題があると考えており、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスやグローバルMVNO事業者の動向を加味することについては、当社も賛同致します。</li> <li>・ しかしながら、移動体通信領域の競争状況において、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスやグローバルMVNO事業の影響は既に顕在化しているとの状況を踏まえると、今後の注視事項とするだけでなく、競争状況の分析・評価の枠組みに明確に組み入れることが必要と考えます。</li> </ul>
移動体通信領域	33	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2章 第3節 2. 固定電話発携帯電話着の料金水準</p> <p>(3) 携帯電話事業者が料金設定する場合の通話料は、固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額となっており、特に傾向の変化は見られない。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯事業者の設定する料金が「固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額」との指摘については、当社は今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。</li> </ul>

項目	頁	意見
今後の競争評価の 在り方	5	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2章 1. 今後の定点的評価の対象（小売市場） （略） （3）（略）</p> <p>③ ヒアリングにおいて指摘があった携帯電話の着信等の個別具体的な案件については、一般競争法も含め現行法制の下で個別に対応するものであることを踏まえ、定点的評価においては従来どおり小売市場を対象として行うものとする。</p> <p>（4）ただし、小売市場の競争状況を分析及び評価するに当たっては、対象となる小売市場に影響を及ぼす可能性のある事業者間取引の状況について、分析及び評価の勘案要素として取り扱うことは有益であることから、可能な限り事業者間取引の状況についても把握することとする（特に、2. のF T T H市場）。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信領域においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、ひいては当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が生じているところです。</li> <li>・ したがって、上記のような問題が顕在化していることを踏まえ、事業者間取引（着信市場）を小売市場とは別市場として画定し、競争状況を分析・評価すべきと考えており、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」の見直しを含めた検討が必要と考えます。</li> </ul>

項目	頁	意見
今後の競争評価の 在り方	6	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2章 3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信） （略）</p> <p>（3）また、移動系のデータ通信サービスを巡っては、固定系と異なり、そのビジネスモデルがネットワークレイヤー以外のレイヤー（コンテンツ・プラットフォームや端末の上位下位レイヤー）との連携も含めて多様化しており、各レイヤー間の相互関係を把握することは、移動系のデータ通信市場の競争状況を分析及び評価するに当たって重要な勘案要素になると考えられる。</p> <p>このため、移動系のデータ通信市場の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・事業者ヒアリングでも申し述べたとおり、現行の競争評価制度における市場画定や競争評価手法はネットワークレイヤー主体であることから、今後の上位下位レイヤーを含めた競争のグローバル化が進展しつつある市場全体が捉えきれないといった課題があると考えているところですが、見直しに当たっては、引き続きネットワークレイヤーを主体として上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案するだけでなく、あくまでも各レイヤーを一体的に捉えた競争評価の手法の確立が必要と考えます。</p>

項目	頁	意見
今後の競争評価の 在り方	9	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第3章 2. 競争セーフガードとの連携強化 (略)</p> <p>(3) (略) 競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・競争セーフガード制度については、従来の指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性の確保に主眼を置いた検証だけでなく、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により携帯事業者間の相互接続料格差が拡大している現状や、ネットワークレイヤーを中心とした国内競争から、上位下位レイヤーを含めた競争のグローバル化が急速に進展する市場環境の変化を踏まえ、NTTグループ以外の事業者が公正競争環境へ与える影響についても検証を行う仕組みとすることが必要であると考えており、その上で戦略的評価との連携を図るべきと考えます。</p>

以上